横越村観光ことはじめ③

阿賀野川河川博物館
＝核的施設の整備＝

横越村の観光資源で可能性がとくに高いものとしては北方文化博物館と阿賀野川であると分析していますが、阿賀野川の大きな魅力を紹介する施設として(仮)阿賀野川河川博物館を提案しています。今回はこの河川博物館について紹介します。

観光の核的施設として、また横越村の魅力づくりとして河川に関する「新たな博物館」を提案していますが、観光基本計画では次のように述べられています。

母なる川阿賀野川に関する社会学や民俗学などの自然科学的視点から、横越の自然や文化を観光的に魅力あるものとして整備し、横越文化村構想の中心的施設として、また北方文化博物館と並ぶ観光資源として整備する。今の文化につながるものから新たな文化創造に向けての基地とする。

まさにこの広大な土地を形成して流れる横越にこそ、日本を代表する信濃・阿賀野の二つの川を見つめた世界的な米の文明をイメージさせる河川の博物館をつくりたい。北方文化博物館がこれまで約百年の農業文化の蓄積の基に、今の地位を築き、我々にその柔らかな光を投げかけているのであれば、この新博物館は、今後百年後に向けての、我々の時代の新たな文化創造と、子孫への文化遺産である。

その施設や展示の内容と建物外観はそれなりに一流の整備を施したい。

したがってこのスケールでは村単独での整備を目指すよりは、国や県との協力体制を敷いて立派な世界に誇れる博物館としたい。もちろんその整備には村が主導権を持つべきである。留意すべきことは、現在の地域的な田園風景の良さを保てるような整備計画やデザインにすることである。

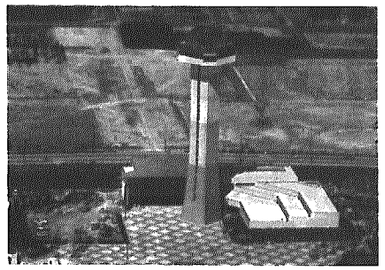

国営木曽三川公園
水と緑の館・展望タワー

河川博物館のイメージ構成

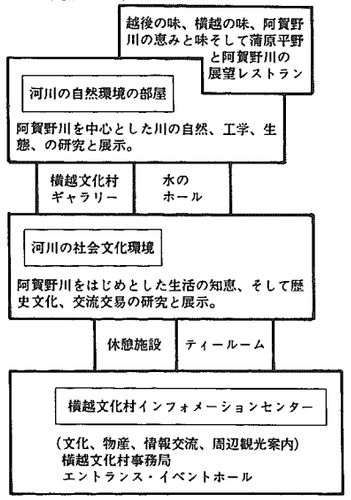

河川博物館の骨格と機能

また河川博物館の大体のイメージは左図のようなものとなります。この中でも重要なスペースは村民ギャラリーやインフォメーションセンターなど村民が参加できる、村民文化の創造と育成の場です。その上で、川の社会科学、自然科学、そして横越村の観光案内と物産紹介販売の主要な三つの機能を組み合わせ、うまく演出していこうというものです。

阿賀野川と二つの博物館

蒲原の田園風景が広がり、その中にゆったりと阿賀野川が流れている。この空間と調和した北方文化博物館と河川博物館の二つの博物館を核として周辺の昔ながらの落ち着いた家並を生かした町並の整備や、河川敷公園の整備を行い、半滞在型の魅力ある観光地づくりを提唱しています。

各地区で秋まつり

八月下旬から九月にかけて村内の各地区で秋まつりが行われます。横越村にもまつり大好き人間が多くいると思いますが、今年は秋まつり巡りでもしたらどうでしょうか。各地区の日程は次のとおりです。

8月23日・24日　二本木
25日・26日　木津
26日・27日　沢海
27日・28日　小杉
9月1日・2日　横越
2日・3日　駒込
4日・5日　藤山
農協納涼夏まつり
8月18日　川根谷内
午後7時から
Aコープ横越店駐車場
歌謡ショウ・盆おどり大会

8月27日
ナイスふ～ど博覧会イベント会場
横越村の芸能を披露

先月十四日から'89新潟食と緑の博覧会が開催されていますが、八月二十七日にはイベント広場でふるさとの日スペシャルと題して、県内の四市町村の伝統芸能などが披露されます。

横越村からは木津の実にめずらしい愉快な棧俵神楽と、沢海の松海会が村おこしのために創った新作民謡「ふるさと便り」が出演します。

木津の神楽は、稲藁に編んだ棧俵を二つ合わせ大きな口とし、茄子の目にカボチャの鼻、熊桿を髪として、歯は唐竹を割り組合せて金紙を張りつけた、全くの手作りの神楽です。

上演時間は午後一時から約三十分程の予定です。みなさんも全国に誇るべき新潟の食文化の数々を楽しむとともに、横越村の芸能をご覧ください。

＝北方文化博物館＝

屋根裏ギャラリーのご案内

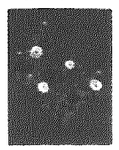

花蔕／田村哲彦

椿／山田善彦

田村哲彦〈日本画〉
山田善彦〈洋画〉
2人展

■期間　7月21日～8月20日
▶期間中無休
■会場　屋根裏ギャラリー
■時間　午前8時30分～午後5時

第4回臨時会

国保税条例の一部改正
補正予算など可決・承認

村議会第四回臨時会が七月二十五日開かれ、専決処分の承認、条例改正、補正予算、工事請負契約の締結など五件の議案を審議し、それぞれ原案どおり可決、承認されました。

■専決処分

○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

選挙長、投・開票管理者及び立会人の報酬を改正するもの。

■国民健康保険条例の一部改正

葬祭費三万円を四万円に改正するもの。

■国民健康保険税条例の一部改正

■国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

（詳細は別掲）

主な補正内容は、歳入では保険税の一、〇〇〇万円を減額し、繰越金三、五七一万円を追加。歳出では基金積立に二、〇〇〇万円と諸支出金などに六五六万円を追加し、老人保健拠出金など八五万円を減額して、予算総額を四億九、三一六万円とするもの。

■工事請負契約の締結

○公共下水道管渠布設十五工事

契約金額　三、五七四万円
契約の相手方
藤田建設㈱

国保をささえる
《保険税》

保険税はなぜ必要か

ある日突然わたしたちの生活をおそう病気やケガ。

たった一人の病気でその家族は暗くなり、多額の医療費の負担に家族みんなが苦しまなければなりません。

そのような時のために、日頃から収入に応じてお金を出し合い、備えようという助けあいの精神から生まれたのが『健康保険』という制度です。

会社や役所などに勤めている人は、健康保険、共済組合、船員保険などに加入していますが、それ以外の人はすべて国民健康保険に加入しなければなりません。

国保は、加入した人が納める保険税と国の補助金とを合わせたものを財源として医療費の支払いをしています。したがって、国保に加入した人は、窓口で実際にかかった医療費の二割ないし三割を支払うだけですむことになります。

残りの七割ないし八割は国保の財源から医者に支払われます。このように保険税は医療費の支払いに使われる貴重な財源です。

本年度も税率は据え置き
賦課限度額は四十二万円に引き上げ

保険税を決める場合は、まずその年の医療費がどのくらいかを予測し、その中から国が負担する分を除いたものを保険税として各世帯に割り当てることになります。

第一期及び二期については前年度の保険税の概ね六分の一相当額であり、第三期からは、所得割、資産割、均等割、平等割によって年税額が決まり、三期以降六期まで四期にわけて納税していただくことにしています。

なお、平成元年度の税率、均等・平等割額は医療費の鈍化傾向や繰越金の補てんにより、据え置きとすることにしましたが、保険税の最高限度額は四十万円から四十二万円に引きあげました。

保険税を滞納すると全額自己負担で診療

国民健康保険法の改正が行われ、特別な事情がないのに保険税を滞納すると保険証に代えて資格証明書を交付するように改正されました。

村でも年々滞納額が増加傾向（昭和六十三年度累積額で約一千三百万円の滞納額）にあり、納税相談等で納税の促進を図っていますが、あまり前進しませんので、これらのことも考えていかなければならない状況です。

保険証に代えて資格証明書

特別の事情がないのに保険税を滞納している世帯は保険証に代えて「資格証明書」を交付することになります。

○特別な事情とは

1　世帯主がその財産につき災害にかかったこと。

2　世帯主が事業につき著しい損失を受けたこと。

など1、2に類する事由があったこと。

◎診療費は後で払戻し

「資格証明書」で診療を受ける場合、医療機関の窓口で全額自己負担し、滞納保険税を納付すると七割分ないしは八割分の額の払戻しを受けることになります。

国保加入状況（6／30現在）			
総世帯数	2,219世帯	総人口	9,527人
国保世帯数	1,151世帯	国保加入数	3,453人
加入率	51.9%	加入率	36.2%
退職者医療対象者数			280人
退職者医療対象世帯数			185世帯

平成元年度保険税はこうして決めました

保険税の算定基準

区分	賦課割合	課税基準	税率及び額
所得割	45%	総所得金額－基礎控除＝課税	6.68/100
資産割	15%	固定資産税（土地・家屋）額	33.67/100
均等割	27%	被保険者(加入者)1人について	16,890
平等割	13%	一世帯について	25,960